

元寇と松浦黨

長沼，賢海

<https://doi.org/10.15017/2344430>

出版情報：史淵. 7, pp.111-132, 1933-06-30. 九州帝国大学法文学部
バージョン：
権利関係：



元寇と松浦黨

長 沼 賢 海

元寇に關し本誌前々號に少しく述べる所あつたが、其の後年來心懸けてゐた新史料を見ることを得たから、多少前考を修正するの意味を兼ね、新史實を補充せんが爲めに、本考を成した。直接元寇には關係ないことではあるが、序の意味で松浦黨一般に關することをも併せ叙べておいた。新史料といふのは縣立長崎圖書館に保管されてゐる五島の青方文書である。同館長の厚意に依て自由に研究することを許されたのである。記して特に深謝の意を表する。

(一) 隣國交渉と松浦黨 (二) 海上の脅威 (三) 博多及其附近の警固區域 (四) 肥前要害地の防備 (五) 松浦黨結束の動機

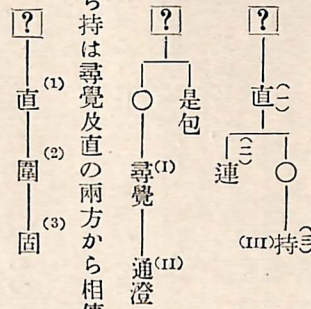
(一) 隣國交渉と松浦黨

松浦黨が主に我が國の極西部の海島に割據し、隣國交渉の最尖端に立つてゐたことはいふ迄もないことである。朝鮮及び支那の史上に躍る倭寇の舞臺に於ても、松浦一黨の重要な役割は自ら明かであるが、其の筋書きの我國史に遺れるもの、甚だ明かとはいはれない。否な總じて此の種の史實に關

する確實なる史料の闕乏せる事は、寧ろ不思議である。五島青方氏の文書は正しく此の闕を補ふ點に於ても貴き史料である。今之れに據て松浦氏の元寇前後に於ける海外との交渉上に見はれた活動の跡を考へたい。青方氏は吉野時代の頃には五島の内の中通島（小値賀の南、平戸島の西方）青方の地頭と稱し、（元寇の頃はたゞ御家人と稱す）松浦一黨に重きをなしたもののやうである。中通島は鎌倉時代には小値賀島の内に屬し、浦部島と稱した。（青方文書）此の島の東南岸に位せる白魚、佐保兩郷を有し、浦部島地頭の代官職を相傳してゐた御家人に、白魚氏あり、青方氏も此の地頭の代官より起つたものであるが、もゝは白魚氏なきと同じく宇野尉（殆ど南北松浦郡一圓を含む）のすゑの庄官のものであつたやうである。本姓は藤原氏である。白魚氏は自ら五島の南海岸の交通路に位し、青方氏は小値賀と中通島との海峡を通る五島の東北海上の交通路を制し、もゝに隣國との交通上重要な地位を占めてゐたやうである。

小値賀島の地頭峰源藤二持（平戸松浦氏）に對し、山代源三郎固が小値賀島地頭職につきて爭論をなせることがあつた。安貞二年三月十三日附鎌倉幕府下知狀を以て同地頭職を持に安堵することゝを裁許した。其の狀に據れば、小値賀島地頭職は是包（姓不明）の所有であつたが、是包は尉（小値賀島を含む）の領家の勘當を受けた。時に御尉の執行（庄官の特種名）源直は是包の姪を妻としてゐた。その他に如何なる事情があつたか素より不明であるが、是包は尉内小値賀島の辨濟使（庄官の特別名ならん）に補任せられ、尉の預所から下文を賜はつた云々。今持と固とが雙方同島の所領權を相

傳したといふ順序を假りに左の系圖を作り、それに據て示さう。番號は所領權相承の次第を示すものである。



則ち持は尋覺及直の兩方から相傳したミ稱し、固は次の如く主張してゐる。

今其の双方の理由をこゝに吟味する必要はないのである。たゞこの事件に關聯したことで、特別の史料として取扱はうとするこゝは、連と圍とは義理の兄弟であり、且つ連の父は支那人であることである。今則ち固の主張する所を紹介すれば、是包の姪にして直の妻なる清原三子女は圍を生んだ。(固は圍の嫡男である)。是包が領家を勸當せられた時、三子女が小植賀を領有して居り、幕府は下知してその所領權をその夫たる直に賜はつたのである。而して直は三子女を離別してのち、平戸の宋人蘇船頭の後家を相具し、蘇船頭の子連を以て直の子息ミ稱して、島の領有權を連に譲つたのは、甚だ不當であつて、三子女の常島領有權は三子女が之れを三子の前夫直の實子圍に譲與し、圍が之れを子息固に譲つたものである云々。其證として固から提出した三子女の壽永二年三月廿二日の讓狀なる

ものゝ文面は

讓與、小値賀嶋地頭職事、右三子可令知行嶋也、其故者は包好狼籍致民煩、依移高麗船、仁平二年蒙御勘當、解却之刻、三子爲領主之間、依夫妻直給御下文、知行之處、雖別三子之後、相具平戸蘇船頭後家間、以彼宋人子息十郎連稱直子息、讓與之條、無其謂、乍置實子、何可讓繼子哉、仍讓與六郎園早云々

と見え、之れに對し幕府の裁許狀には「如狀者、夫直令知行之處、前妻三子、以不知行之所、讓息男園之由、所見也」とあつて、右の固の主張を承認してゐない。吾人は今前にも述べた通り、知行相傳の正否を問はうといふのではない。こゝに史料としたのは連の素姓に關することである。而して連の素姓が固の主張の如きものであつたかと思はれるのは、之れに對して持の否定論が見えてゐないからである。

猶ほ又こゝに併せて味ふべきことは、是包の勘當は高麗船を移すことに依ることである。又裁許狀に引用せる小値賀島住人等が元久年中に、太宰少貳資能に進じた言上狀にも、同様の事が見えてゐる。其の文に、

當嶋事、是包知行之間、是包移取高麗船之故、依其科被沒官之、御厨執行源四郎大夫直賜辨濟使、知行十三年、其後は包還補處、平家御時（平氏の太宰府據割當時か）直又給御下文、知行之刻於平戸被打殺害畢

とある。是包は平氏に依つて一たび失へる所を恢復せるも、再び直に奪はれ、平戸に於て殺害されたのである。島に於ける源平興亡の騷擾を目撃するの感がある。

嘉元三年三月日附小値賀浦部地頭峰源貞が地頭代青方藤原弘高との所領に對する論争の時の陳言狀に、弘高の兄前地頭代能高に對し、宰府守護所の催促狀二通あることをあげ、其の内の一通は「高麗の事に依る」ものがある。今其の内容を知ることが出来ないけれども、又高麗に侵入せるか、高麗船を掠奪せるにてもあるべきかと思像せられる。次に又左の如き文書の斷簡がある。

高橋國平在刊 高橋則貞在之 高橋國繩在刊 舟治助近在之 高棕忠重在之 宮原貞弘在之 大中臣高光在之

田隈實吉在之 高橋則房在之 舟治實光在之 平重光在之 平宗弘在之 藤井守正在之 藤井重光在之 伴守

光在之 宗形吉光在之

高麗國牒使帶牒狀、七年九月之比、全到着之間、披見狀之處、七年二月廿三日、日本國船壹艘、無故襲渡彼國、年貢米百二十三石、細布四十三反、搜取之賊徒可被（前後殘闕）

年月日、差出人、宛名等が失はれ、文書の性質も分明でない。其の前段の多人數の連署名は、次の文書と關聯せるものか否かも不明である。或は後段文書の内容の如き事件、則ち青方か白魚の徒が、高麗に亂入して侵掠せる事件に關係した人々の交名ではなからうか。則ち惡黨どもの交名ではなからうか。普通の交名帳ならば交名一々について花押のあるのが解し難い。何れにしても倭寇に關係したものであらう。さきにも述べた如く、李氏の朝鮮時代凡そ二百年間に於ける我が國側の倭寇史料すら

殆んど皆無きいふべきに、高麗時代に於ける此の種史料に至ては誠に貴重の史料とせざるを得ない。

吾妻鏡貞永元年閏九月十七日の條に、「鏡社住人、渡高麗、企夜討、盜取多珍寶、歸朝之間、守護人爲尋問子細、欲召取犯科人之處、預所稱不可交守護沙汰之由、張行之旨、就注申、今日有沙汰、預所非可抑留、任交名、早可召渡守護所、乘船并賊物事、同可令沙汰之由、被仰穩岐左衛門入道云々」
と見えてゐるのは、吾妻鏡に見ゆる屈指の關係史料であつて、彼此對照するに何れも松浦關係のこゝたるに於て一致してゐる。預所とあるは松浦庄の預所で、松浦庄は最勝光院領である。（東寺文書）
松浦庄は上松浦郡地方、即ち今の東西兩松浦郡地方にあつたものである。吾妻鏡寛元三年十二月廿五日の條に、「松浦執行源授被召籠其身、上野入道日阿、所預守護也、是與鶴田三郎源馴、就肥前國松浦庄西郷内佐里村、壹岐泊牛牧等相論衷、授非據之餘、以馴令惡口問註奉行入越前兵庫助政宗之由、構申無實之間、被尋證人之處、大田太郎兵衛尉康宗、志村八郎入道寂圓進誓文、不令惡口政宗之由也、仍於馴領所者、任當知行不可有相違之旨、被仰出云々、中山城前司盛時奉行之」
とあり、授と馴と爭論せる松浦庄佐理は、今の東松浦郡相知村字佐里であらう。而して授、馴等は此の松浦庄の預所の一黨であらう。前に述べた下松浦郡（南北兩郡）の松浦直も御尉の執行と稱してゐる。（青方文書）
然らば倭寇鏡山社住人某は、地名辭書に住人は社人または神人の誤りかあり、中世草野氏社人たりとあれば、或は草野氏の族にして倭寇せるものとも解せられないことのないやうであるが、莊園の司として守護不入を主張する所より考ふるに、或は上松浦黨の所行であるまいか主張したい。若

し果して然らば此れは上松浦黨、彼は下松浦黨の渡韓の倭寇記事として稀有なる史料たることを認めなければならぬ。しかも青方文書の史實は、彼れに比して倭寇の内容を頗る具體的に示し、或は關係者の交名を知るに至つては、更らに貴重な史實であるといはざるを得ない。青方文書に又次の如き一通あり、

今月十二日上總介殿重御教書、同十八日到來傳、藤太郎入道忍惠唐船漂到時、關東方之御物事相懸志佐小二郎祝、奈留兵衛二郎入道道佛已下輩、可被沙汰^(皇族)□由、差日眼相觸之處、于今無其儀云々、甚緩怠也、所詮今月中可被沙汰渡御使方也、更々不可遲引之儀、仍執達如件云々者、任被仰下之旨、以今月中、可被糺達彼御物等於御使方候、仍執達如件

永仁六年八月十八日

對馬守(花押)

前豐前守(花押)

相方四郎殿

此の文書は九州探題上總介北條實政の教書に添へられた、肥前守護代(?)の施行狀であらうか。

内容は唐船に積載せる幕府の所有物品を青方氏の部下か、又は領民かが、掠奪したるものであらうか。探題が藤四郎入道忍惠なるもの(使者か)をして、志佐、奈留兩氏に懸け(意味不明)日限を附して始末すべきことを命じたるも、青方氏が服命しなかつたもの、やうである。唐船の意は渡唐船の意であらうか。〔新編追加正安二年七月十日、上總前司(北條實政)に宛てし關東御教書に「一御分

唐船事、可被御教書、於宰府自今以後可被停止之」にあり、之より先、吾妻鏡建長六年四月廿七日の條に、同廿九日附け筑前司、及び太田民部大夫に宛てし幕府の下知に「唐船之事有沙汰、被定其員數、即今日被施行之、唐船者五艘の外不可置之、速可令破却」に見ゆ。渡唐船が歸朝の途、五島に漂到したるを、青方の一黨が之を妨げたもの、やうである。松浦黨が隣國との交渉上に於ける活動の跡を、僅かではあるが、上記の如く新事件を知ることを得た。轉じて九州の北部より西北の海上に於ける其の國內的活動の歴史に於いても、興味深い史實が語られる。

(二) 海上の脅威

松浦黨の九州西北海上に於ける脅威的勢力に至つては、想像するに餘りあるものである。而して其の具體的個々の史實に至つては、一々興趣なき能はざるものがあるのであるが、一向それを詳かにするこゝが出来ないのを遺憾とした。今青方文書に就いて、其の一二を紹介するこゝが出来たのを愉快にする。同文書中次の如き訴狀あり、訴人秋丸恒安の住地河棚は、大村灣東岸の河棚ではなからうか、恒安は船頭であつて、秋丸と稱するのは船名を冠してゐるのではなからうか。共に無實の罪を負つた島二郎も同船の乗員であらうかと思ふ。鹽田大貫殿とあるは今考へ及ばない。河棚地方の商人でもあらうか。

河棚住人秋丸恒安畏言上

欲早任申狀旨不日被^(虫、學下カ)□□、清廉御使於五島西浦部内青方四郎殿許、被召上山賊人彌五郎并五^(虫部カ)□、

三郎被處重科子細事

件條先年之比、鹽田大貫殿下人又五郎等、爲賣買^(其、以カ)□下向五嶋、自有河罷越青方之^(也)□於青方之山口、爲山賊被殺害、被搜糺所持物畢、而恒安并嶋二郎等爲所行之間、被申付不實之間、無是非被召取大貫殿之間、不及力、而辨身替、於大貫殿罷出畢、仍山賊人等方々相尋之處、差遣青方四郎殿下人彌五郎并五郎三郎等令企山賊之條、證據分明也、將又青方四郎承伏之上旨、被差下清廉御使於青方四郎殿許、被召上下手人等、爲被行重科、恐々言上如件

正應四年六月 日

以上の關係文書が此外に一二通ある。訴狀の内容は大貫殿の下人が商船を用意して五島浦部島に到り、同島の内有河から青方に越えんとして、青方氏の部下に殺され、恒安及島二郎が其の嫌疑を受け、大貫殿に召捕へられたが、保證金を出して放たれ、其の後恒安は眞犯人を捜し、漸く犯人の所在を突留めて青方氏の部下なることを知り、其犯人の召捕方及び處分を訴へたのが此の文書である。而して青方氏が容易に犯人を引渡さない様子が窺はれる。

又同文書の中に見ゆる嘉元三年六月日附け、峯源貞の訴狀及び下手人并棄捐物の注進狀に據れば、青方一族が奈留太郎四郎、那摩藤五入道、得光入道等と、貞の所領を襲ひ、米、鹽、布帛、錢、其外衣服及び武具類を奪つた。こゝに注意すべきことは、此の時肥後國宇土に赴かんとして來合はせてゐた「相摸守殿の御梶取」右衛門三郎重教の所持せる鹽六拾石も亦奪はれたことである。五島浦部島は

九州西北海上の沿岸航路には當つてゐないのであるから、重敏の在島は漂着にあらざれば、特別の商用か、運送用のために、佐保、白魚地方に寄航したのであらう。又同文書中に次の如き訴狀がある。

筑前國博多住人藤原氏女重言上

肥前國青方八郎高繼雖申付、兩度御奉書無言上者、欲蒙御成敗、所從乙久曾、比賀久曾、米房、

又鶴等四人事

副進 二通 御奉書案

右奴原者爲氏女相傳之處、（マ、イ、）拘惜高繼之間、可糺返之旨、雖申付、兩度御奉書、每無音之條、無理至顯然也、所詮任定法、仰使節被召上高繼、任證文道理、爲召渡彼等、重言上如件

元亨五年正月 日

此の文書の關係文書が、他に五通ある。源氏女は素性明らかでないが、いづれ博多の商家のものであらうか。人物四人の内、乙久曾、又鶴は女性らしく、他は如何がかと思はれるが、或は源氏女の相傳の奴婢でなからうか、そして青方氏が之れを拘措くとはるは博多邊で浚ひ捕つて拘禁してゐるのではなからうか、右の文面では買得又は質に取つたものでもないやうに思ふ。そして幕府の解放命令に對しても、青方氏は容易に従はなかつたらしい。上記の數々の事件は松浦黨の他に對する海上の脅威を察せしむるに十分である。

(三) 博多及び其附近の警固區域

元寇前後に於ける内外の海上交通史より見た上記の如き事實は、松浦黨の文永弘安の兩役の活動を、從來より以上に了解せしむべきものがある。そのみではない。青方文書の中には、元寇に關する松浦黨の活動を積極的に語る史料が尠くない。そして同役に於ける從來不分明とせられた重要事件の不審を解くことも尠くない。今回文書及び他の新史料及び其の他の史料等に據り、博多番役の區分に就いて考へたい。

相田二郎氏は「異國警固番役の研究」（歴史地理五十八ノ一）に於て、九州の國々が擔當した博多及び其の附近の警固區域を考察せられた。それは専ら博多警固番役の修了證ともいふべき書下（氏は之を覆勘狀と稱す）に據つたのである。其の結論に、筑前國は筑前博多、肥前國は最初博多、後に筑前の姪濱、大隅國は筑前の今津後濱、日向も筑前の今津後濱、薩摩國は筑前の筥崎を警固すゝ推定され、且つ他の豊前、豊後、筑後、肥後、の四箇國の場所も、大體右の如き場所の中に推定されるのはなからうかゝ主張してゐられる。今こゝに前記の如き史料を加へて、右の考に關聯する愚考を述べて見たい。予左の如き文書を所有してゐる。

うやまで申上候、さわらのこほり、いきのまつはら、くまの、權現をいまいらせ候くわんの事（中略）このやうをくわんミうに申上候へば此の時のしゆご、なかさき殿に仰くだされ、いきのまつはらにやしろつくりまいらせらる、さて御むく十二たい、をなしき御しゆふたい十二たい、くまのよりくたし、まいらせらる、日本國をくさいゑんめい御いのり申上候、此御さにもは、

ひ。ご。の。く。に。の。御。家。人。、。い。く。さ。し。や。う。そ。く。に。て。い。は。い。す。ふ。ま。い。ら。せ。候。生。松。原。十。二。所。權。現。御。立。文。

永仁元年壬辰八月十五日

他 寶 坊

此の文書の口書きに「案文」三あり、生松原の熊野神社建立の願文の案文ではあるが、當時のものであることは、書體、用紙等から考へてまづ間違ひはあるまい。こゝに注意すべきは、同神勸請鎮座の祭りに、肥後國の御家人が特に軍裝して參列してゐることである。永仁といへば弘安以後、蒙古の報復運動に對する豫想の盛んな時代で、其の反影も見るべき史實が尠くないのである。この熊野勸請も其の一つである。他寶坊三は如何なる人か、いづれ修驗道の行者、熊野の先達で、もあつたかと思はれる。勿論時にまつて重きをなした人物でもあるまい。しかし熊野神勸請の事は既に幕府の公許のもとに行はれてゐたのであるから、此の祭事に御家人の參列したことも、全然私の行動ではなかつたと思はれる。而してこゝに、特に肥後の御家人のみが參列してゐるのは、如何なるわけであらうか。

竹崎季長の繪詞の季長の兵船が鷹島合戦に出發する繪の上に「季長がひやうせんに、いきのまつはらよりのつたる人々、ひたの二郎ひてた、を。の。大しんらいせう、やいこめの五郎、みや八郎三郎、潤七月五日御くりやのかいしやうかつせんし、みりのまきにをしむかつてかつせんをいたす」三あり、同方面に船をまはした者に「たくまの別當次郎時ひで、大野小次郎くにたか」其の外も同繪詞に見えてゐる。大野氏は豊後緒方氏一族豊後大野の豪族であらう、ひた氏は日田氏なるべく、同じく豊後の豪族であらう。而して季長の船は之れ等の人々を載せて、生松原を發船してゐるのである。以

上豊後の山間部の諸氏は船を持つべき縁が少なかったから、肥後の人々の船に乗つたものであらうか。季長が生松原を發船してゐることを、他寶坊の願文に參照して、或は肥後の人々の警備區域は生松原ではなかつたかと思はれる。それにしても肥後國の役所が、同松原に設けられ、國內の御家人等が番役をそこで勤めたか否うかは、猶ほ不明である。

豊後の警固地は何處であつたか、志賀文書、白井文書、野上文書、立花家所藏大友文書等に石築地、警固番役に關するものがないではないが、其の請取の番役地や築地の所在區域を知るべきものが見えてゐない。前記竹崎季長が生松原を出陣したものには、豊後の人々が加はつてゐるところを見るに、或は生松原方面にその一部ぐらゐるはゐるものではなからうか。

次に筑後國は博多庄濱であつたことは次の青方文書で明白である。

筑後國役所、博多庄濱石^(築)□地内、友清内染段二丈分所課^(役カ)□不日可被勤仕候、仍執達如件

弘安九年八月廿七日

太宰少貳(花押)

友清又次郎入道殿

庄濱は今福岡市に庄、中庄等あり、姪濱と袖の濱、冷泉津地方との間に位する區域であつたかと思はれる。

嬉野系圖に「白石次郎通遠、左近將監、建治二年三月筑前國博多冷泉津石築地過役請取」にあり、鎮西要略に「弘安三年九月十二日少貳經資在判、牒日、異國警固石築地、袖濱内二丈五尺被築終之條

承畢、「こあり、之れは肥前深堀氏に關するものであるこゝが深堀系圖證文記錄に據つて、知られる。白石氏の事も其の家の文書に據つて録したものと思はれるから、信賴すべき記事であらう。之れに據て肥前の番役所は博多冷泉津、袖の濱方面にあつたのではなからうか。又伏敵編に「筑前國○所博多前濱石築地破損文事」こいふ文書を收めてある。その本文は「今年正月廿五日御教書案如斯、早被仰下候間、向役所、破損加作、可被修其功候、仍執達如件、正和五年二月十二日少貳筑後守妙恵貞經^判、榑定禪地頭殿」こある。榑定禪の貫地を知らないが、この文面で筑前の番役所は博多の内前濱で、袖濱、冷泉津あたりと相接してゐた區域であつたのではあるまいかと思はれる。

次に肥前國は初め（少くとも弘安八年前）は博多の内に番役があつたことは明瞭である（後段肥前國の條參看）が、後には姪濱を區域としてゐるこゝ肥前の諸家の番役修了の書下に依て明白である。今青方文書の分を左に示す。

博多警固番役三十ヶ日被勤仕候訖、仍之狀如件

曆應二、

七月八日

正 米[?]（花押）

猶ほ青方二郎殿^こあて、文永貳年七月二日、沙彌^{在判}、青方二郎殿^こあてた文書のうつしで、本文が全く殘闕して了つてゐるものがある。その後續書寫の文書は、以下載するが如き白魚氏宛てのもの

で、同性質の文書を一紙に寫したもの、やうにも思はれる。併し弘安役前博多に警固番役のあつたこゝは、他の史料に所見がないやうであるから、此の文書の斷簡の判定に關しては後日の研究に譲つておきたい。次に、

異國警固博多番役事、十月十五ケ日、被勤仕了、恐々謹言

弘安三年十一月七日

經資在判

白魚九郎殿

肥前國役所、姪濱警固番役事、十月分被勤仕候了、仍執達如件

弘安八年十月晦日

定時在御判

白魚九郎殿

此外弘安十年六月晦日附、同月中番役勤仕の爲時の書下、同年十二月晦日附同月中、正應元年十月晦日附同年十月中、同年十二月晦日附同月中定宗、(正カ)應四年六月附同月中定宗の番役勤仕の書下あり、何れも白魚九郎宛のものである。

以上の考證で、箱崎から西の方、今津に至る間の、受持警固區域は、略ぼ推定されやうか。則ち、

箱崎

島津氏等薩摩の諸氏

前濱

筑前の諸氏

博多(袖濱)。冷泉津(後は不明初め)肥前の諸氏

元寇と松浦黨

一 庄濱

筑後の諸氏

姪濱

(初め不明後は)肥前の諸氏

生松原

豊後(?)肥後(?)の諸氏

今津

日隔二州の諸氏

猶ほ九州の内でも、豊前の割宛地が、最も不明である。或は門司の瀬戸警固のために、博多に出張しないこゝを聽されたのであらうか。四國こゝに河野氏の如きも、必ず一方を守つたと思はれるがその區域不明である。而して此の受持區域の中で、肥前の諸氏が初めにも後にも最重要地點の中を受持つるるのは、注意に値する。姪濱は弘安役後間もなく探題の在館地となる所で博多の防備上、則ち宰府の守りには至重の要害地である。それが肥前の諸氏に割りあてられたのは、海上交通の便に依る事を得た國々の諸氏、海上活動になれた同國の諸豪に期待されるこゝが、多かつたからである。而して其の期待に對して、最勝の有資格者は上下松浦、就中下松浦一黨の人々ではなかつたらうか。青方氏が邊島の小御家人として、神崎庄の配分に預つてゐる(青方文書)のも偶然ではあるまい。しかも肥前の豪族は中央博多の防備に盡したのみではなくして、己が郷土の要害防備の負擔も、決して輕いものではなかつたやうである。次章に此の點を明かにしたい。

(四) 肥前要害地の防備

本誌前々號に於て、元寇の際博多中心、否な太宰府中心の要害警固の外に、其の襲撃を豫想し得る

各地方の防備に就いても亦決して油斷がなかつたことを述べた。相田二郎氏は長門の石築地に關して貴重な考を發表されたことがある。(歴史地理五十四ノ二)今こゝに青方文書に據り、肥前こゝに五島方面に關するものに就いては、多くの新史料を紹介し得ることを欣ぶものである。文永九年卯月二十三日太宰少貳景泰が鎮西守護の命を受けて、肥前鎮前兩國要害警固緩怠有るべからざる事を野上太郎に傳へてゐる(野上文書)その肥前要害に關する稍具體的史實に就いては、前々號には僅かに記すに止めることを餘義なくされた。然るに青方文書に次の如き多くの文書を發見するのである。

警固要害構、舟簾釘以下、所役事□□分限□□被致其沙汰候、仍執達如件

正應二年五月廿三日

(?) 維 景 在 判

□(目) 魚 九 郎 殿

異賊警固要害構乃簾釘拾參旆并板敷錢佰文、慥給畢、恐々謹言

正應二年九月十七日

公 園 在 判

白 魚 九 郎 殿

請取肥前國要害構武貝事

楯壹枚、征矢四筋、簾五尺九寸

右五島内青方四郎分、所請取如件

正安三年七月五日

(宛名なし)

政 治 (花押)

○

肥前國要害所石築地、亂杭、切立、破損事、任本役來七月中、加修固、可被申覆勘候、仍執達如件

永仁五年六月廿二日

右衛門尉爲尙（花押）

青方四郎殿

肥前國要害石築地以下并高事、急速可修固之由、先度催促之處、自今其沙汰之條、甚無謂、所詮來月十日以前、可被其功也、更々不可有緩怠之儀候狀如件

永仁六年八月一日（宛名 損失、但白魚九郎宛ならん）

在 御 判

こゝに肥前の要害とあるは、肥前の地方ぢかたに存在したものであるまい。もし地方に多くあつたもの、地方でなくても平戸島にでもあつたものゝすれば、平戸松浦家の文書等に何か證左があるべきであらう。恐らく五島方面にあつたと思はれるが、今其の史蹟地は傳はらないやうである。江南軍の襲來はかねて豫期されてゐたから、五島の要地は相當に防備が加へられた事を今この文書が物語つてゐる。同文書の中に、永徳三年七月十三日の安、重、覺の三人連署して西浦目人々御中と宛てた押書のかき出しに「宿浦しゆくほの突出でつしゅつの屋敷、并にその前のやしき以下の事」を見て居り、突出の屋敷は埋立屋敷を考へるよりも、突出しハトに設けられた屋敷を見る方が古い海港地の實際から見て穩當のやうに思はれる。もし果してさうゝすれば港船地としての設備も多少あつたこゝを想像し得べく、之れが防

備も必要とされたものであらう。

石築地に關聯した設備の武具の種類が此文書で詳かにされる事も注意すべきである。武雄神社文書の中、弘安四年二月十八日少貳經資が同社大宮司に海防を命ぜる文書に「然者楯、石築地、上垣、楯令用意之」^ミあり、豫章記に「日本ノ諸勢、博多、宮崎、上下三十里ノ海涯ニ築地ヲ高ク築キ、此方面々ハ馬ニテ馳上ル様ニ土ヲ築キ上テ、面ニ亂杭、逆茂木ヲ付タリ、海上ヨリ見ハ、危峰ノ江ニ望ムカ如シ、然レ共河野ノ陣ニハ海ノ面、幕一重ニテ、後ニ築地ヲツカセタリ、（中略）從是河野ノ後築地ト云付タリ」^ミ見ゆ。されば博多附近の石築地に關聯した種々の武具を必要とし、實際に使用されたものと思ふが、諸家の文書及び季長の繪詞等に所見稀なやうである。上記請取狀に見ゆる武具類は五島方面の地方用のものであつたかと思はれる。猶ほ後日の研究に俟たう。

（五）松浦黨結束の動機

松浦黨の沿革については曩に考へた人もある。予も其の歴史について多方面から考へつゝある。而してこゝでは外寇の反影として、一黨の結束に對する幕府の誘導について述べたいと思ふ。新編追加式目を見るに特に鎮西方面に關するものが尠くない。そして弘安前後のものには外寇に備へんしたもののが可成ある。直接外交に對するもの（正安二、七、十、御教書、牒使來着云々、文永五、二、廿九、御教書、蒙古國事等）又文永前約十年正嘉三、二、九、の御教書には兵糧米、警固結番事、兵船事が見え、弘安九、七、廿五、の令に「異國警固不落居之程者、不可讓女子」^ミあり、女子の所領相

續を禁じた。正安二、七、十、の御教書には大隅日向兩國役所今津役濱事、御分唐船事がある。今こゝで特に注意したいことは備寇の爲め特に九州の治平統一を懸念せられたことである。則ち消極的には所務、所領の爭論、境論等に甚深なる注意が拂はれて居り、それは弘安三年十二月大友氏に下された幕府の御教書に守護地頭御家人の不和を戒め、「挿自身宿意、不顧天下大難」もの云つてゐる主意に因るものである。又積極的には弘安七年六月三日津泊市津料の停止の如きそれである。（猶ほ式目には見えないが文永五年には徳政等の事沙汰有り、伏敵編所收深心院關白記に見え、弘安六年七月備寇の爲め京師守衛武士の罪科を宥されたこと同書所收竹林院左府記に見えてゐる）就中盜賊惡徒の成敗を厳しくしてゐる事をこゝに述べたいのである。尤も之れは守護地頭の本務であるから兩國に限つたこと、又は弘安前後に限つたことではないが、しかし特に此の時、此の地方に、此の點に就いて注意せられてゐることが窺はれる。今一々式目について擧げることを略す。

文永八年九月十三日阿多の北方の地頭に下された幕府の御教書には異國の防禦を致さしめ、「且可鎮領内之惡黨」とある。（島津國史）同時に肥後國小代右衛門尉に下されし御教書にも同上の文句がある。

然るに肥前松浦方面では、弘安前後の頃に當り、御家人白魚九郎入道行覺、御家人小値賀島等の地頭峯源藤五貞（平戸松浦氏）、御家人青方八郎入道覺性、山城三郎盛良、奈留平四郎、宇久次郎競、の諸氏それ／＼松浦郡地方に割據して所領を爭ひ、互に放火、狼籍をなし、所謂盜賊惡徒の所行をな

し、幕府之れが裁斷に苦しむ事情が青方文書に詳らかである。こゝで前々號の元寇の愚稿を修補して置きたい事は、前稿に鷹島氏の事古くものに見えざるやうに述べておいたのは誤りであつた。青方文書の中に、平戸松浦湛の訴狀と思はれるものに、承久曆仁年中、一時平戸松浦氏の代官たりしものに鷹島氏あり、又「肥前國御家人峯又五郎湛與鷹島源三滿、相論當國宇野御厨内小値賀嶋地頭職以下條々」に對する正元元年七月十六日附けの幕府の下知狀がある。以て又鷹島氏は當時松浦諸黨の一派として重きをなしてゐたこゝが明瞭である。此の鷹島氏は元寇殲滅の地鷹島土着の松浦黨なるこゝ勿論であらう。鷹島に鷹島氏ありしが如く其の南に連る福島には福島氏がゐた。青方文書の中に、

肥前國小値賀浦部地頭貞代畏中青方入道覺念致放火以下由事、重訴狀如此、(此等)□□□兩度召文不參云々、所詮相尋實否、於覺念□□被注申候、仍執達如件

壬十二月七日

左衛門尉 在判

福島二郎入道殿

志佐小二郎殿

此の文書は宰府守護所から發せられた催促狀の如きものであるが、さういすれば福島、志佐氏は肥前の守護代の如き地位にあつたものか、猶は後日の研究にまたなければならぬ。いづれにしても、福島氏志佐氏ならんで松浦黨に重きをなしてゐたこゝが解せられる。もし山代松浦、平戸松浦、大島、馬渡の諸氏、及びこゝに多く引用する白魚、青方諸氏の文書の如く、鷹島、福島諸氏の文書が現

存してゐたなら兩氏、殊に鷹島氏及び、鷹島といふ島の當時の事情が詳らかになるであらう。元寇當時には此の島が無防禦の僻地であつたかの如く考ふることを、に強調しておきたい。而して之等諸氏は互に合從連衡して攻防常なかつたやうである。嘉曆二年十一月日青方八郎入道覺性の訴狀に、平戸の源藤五貞が己が弟の藤四郎高光と共謀して、貝俣島を妨げる事等を訴へてゐる如きは、其の骨肉争鬭の一例に過ぎない。しかも元寇に際して一族一揆して國難に當らざるを得なかつた。此の外敵に對する共同一致の運動と幕府の治平和睦の誘導策とに依て松浦黨の一揆團結の端緒が開かれ、吉野時代に至つて黨内の歸一を見るに至つたものであらう。其の歸一の沿革内容については他日稿を改めて述べたいと思ふ。